

事務事業概要

平成22年5月

県土整備部

目 次

県土整備総務室	1
経営支援室	2
公共用地室	3
公共事業運営室	4
入札管理室	6
建設業室	7
維持管理室	8
高速道・道路企画室	11
道路整備室	12
河川・砂防室	13
港湾・海岸室	16
下水道室	17
施設災害プロジェクト	18
都市政策室	19
景観まちづくり室	22
建築開発室	23
住宅室	24
営繕室	26
工事検査担当	27

1 企画調整業務

県土整備行政に係る課題等について総合的な検討を行うとともに、部内の事業調整を行います。

2 広聴広報活動の推進

県民満足度の高い社会資本整備を目指し、県土整備部のホームページ等において県民の皆様へ最新の情報を提供するとともに、広聴活動を進め、県民ニーズの把握に努めます。

3 予算決算業務

部の予算、決算等の業務を行います。

4 人材育成の推進

県土整備行政に携わる職員一人ひとりの専門能力、技術力の向上を図るため、専門研修の企画・実施等を行います。

5 組織体制の検討

簡素で効率的な組織運営を行うとともに、わかりやすくかつ機能的な組織体制の構築について継続的な検討を行います。

6 外郭団体の改革支援

外郭団体が効率的な経営を行い、質の高いサービスを提供できるよう事業の見直し等の改革を支援します。

7 経営品質向上活動の推進

県民サービスの向上を目指して、改善・改革を継続的に進めていくため、部の経営品質向上活動を推進します。

経営支援室

室長 中川 一幸
(電話 059-224-2680)

1 経営支援業務

部内各室の庶務経理等の経営支援業務を行います。

公共用地室

室長 小林 和行
(電話 059-224-2661)

1 国有財産（国土交通省所管）・公有財産管理業務

(1) 公有財産管理

県有普通財産（廃道敷、廃川敷等）及び国土交通省所管法定外国有財産の管理・処分等に関する業務を行います。

2 公有地拡大推進法施行業務

(1) 公有地拡大推進法施行

公有地の拡大の推進に関する法律に関する業務を行います。

3 市町等事業認定業務

(1) 土地収用法事業認定

土地収用法に基づく市町事業等の事業認定に関する業務を行います。

4 公共用地取得等支援業務

(1) 公共事業に係る用地の取得、使用及び損失補償に関する業務について地域機関の支援等を行います。

5 公共用地先行取得事業

(1) 公共事業用地先行取得資金貸付金

県土地開発公社に資金を貸付け、県が実施する公共事業用地の先行取得及び物件の補償を行います。

6 登記処理業務

(1) 登記対策事務

公共事業に伴い取得した土地の登記に関する業務を行います。

(2) 未登記対策推進事業

公共事業により取得した土地の過年度未登記分の処理業務を行います。

1 公共事業評価システム事業

公共事業の効率性と実施過程の透明性の向上を図るため、事業事前評価、事業中評価、事業後評価の各システムにより一体的に機能した評価サイクルの運用を行います。

2 建設副産物情報管理業務

公共工事から発生する建設副産物（建設廃棄物、建設発生土）の再利用を図るため、建設副産物の情報を一元的に管理する建設発生土情報交換システム、建設副産物情報交換システム（J A C I C）に加入し、建設発生土の公共工事間利用と建設副産物の再資源化を図り、環境先進県づくりを目指します。

3 建設リサイクル法推進事業

建設物等の解体・新築により発生するコンクリート・アスファルト・木くず等について、分別解体及び再資源化を促進し、建設資源循環型社会の構築を目指します。

4 設計単価等調査

公共土木工事の予定価格算出に用いる労務単価及び資材単価の実態調査を行います。

5 公共事業電子調達システム事業

公共事業電子調達システム（電子入札・入札情報サービス）の運用管理を行います。

6 公共工事進行管理システム事業

公共工事進行管理システムの運用管理を行います。

7 公共工事設計積算システム事業

公共工事設計積算システムの運用管理を行います。

8 公共事業支援統合情報システム構築事業

公共事業成果品の電子化を図るとともに、公共事業に関する情報を、共有・提供するシステムの運用管理を行います。

9 CALS／EC推進事業

公共事業の電子化（CALS／EC）推進が、受発注者ともに図られるよう、研修会等普及・啓発を実施します。

1 総合評価方式の推進及び運用

(1) 公共事業執行管理事業

試行導入中の総合評価方式やプロポーザル方式の試行結果をもとに、入札参加者へのアンケート調査結果等を検証することにより、品質確保を目的とした公共工事の適正な執行と円滑な推進を図ります。

(2) 総合評価方式運用

価格と品質で総合的に優れた調達を実施するため、法令に基づき実施する学識者の意見聴取を円滑に実施することにより、総合評価方式を効率的かつ適正に運用します。

建設業室

室長 中田 博文
(電話 059-224-2660)

1 建設業指導監督業務

建設業者の許可事務及び経営事項審査事務を行うほか、建設業法に係る普及及び指導監督を行います。

2 公共工事発注支援業務

建設工事に係る入札・契約制度の改善及び指導等を行います。

1 道路維持管理業務

(1) 土木施設パトロール

道路、橋りょう等の公共土木施設のパトロールを行い、安全に安心して利用できるよう、施設の保全を図ります。

(2) 道路施設管理

① 道路照明

道路、橋りょう、トンネル等の照明施設の維持管理を行います。

② 道路情報モニター委嘱

異常時における道路交通の危険を未然に防止するため、道路情報モニターを委嘱して、情報の収集を行い、通行規制を適時に行います。

③ 道路賠償責任保険

道路管理瑕疵に起因する道路賠償責任のための保険に加入します。

(3) 道路台帳整備

道路法の規定に基づき公共物としての道路の領域を常に明確にする必要があること、また、道路管理者がその管理事務を円滑に遂行するために必要となることから道路台帳を継続して整備します。

2 道路橋りょう維持事業

(1) 道路橋りょう維持修繕

道路、橋りょう、トンネル等の公共土木施設の保全と円滑な交通を確保するため、道路パトロールによって現況を把握し、舗装整備、側溝整備、道路施設修繕、橋りょう維持修繕、除草、小規模修繕、雪氷対策等の事業を実施し、施設の維持管理を行います。また、併せて、住民参加の維持管理を推進しています。

(2) 社会資本整備総合交付金事業

① 災害防除

土砂崩壊、落石等が予想される危険箇所について、法面工、擁壁工、落石防護工等の災害防除施設整備を実施します。

② 交通安全

交通事故の多発箇所や緊急に交通の安全を図る必要のある通学道路等において、自歩道整備、あんしん路肩整備、交差点改良、視距改良等の交通安全対策を実施します。

③ 舗装補修

舗装の損傷がある国道について、計画的に舗装整備を実施します。

(3) 県単道路交通安全対策

国の補助の対象とならない路線等における交通事故防止のため、自歩道整備、交差点改良、視距改良、防護柵、道路標識、反射鏡、視線誘導標等の整備を実施します。

(4) 県単災害防除施設整備

土砂崩壊、落石等が予想される危険箇所のうち、国の補助の対象とならないものを県単独事業として実施します。

(5) 道路調査

舗装補修事業を計画・実施するため、路面性状調査を行います。

3 河川維持管理業務

(1) 河川管理

河川法の施行に関する事務のほか、水質事故対策、家電製品不法投棄処理等、河川の管理保全等を行います。

(2) 県単河川維持修繕事業

国の補助の対象とならない局所的な堤防補修及び樋門等の修繕を行います。

(3) 河川台帳整備

河川法の規定に基づき河川管理者がその管理事務を円滑、的確に遂行するため、利害関係を有する者等が河川管理の基礎となる事項を確知できるために必要であることから河川台帳を継続して整備します。

(4) 県単河川環境整備事業

三滝川の環境整備に伴う建物移転計画等の策定を行います。

4 砂防事業

(1) 社会資本整備総合交付金事業

① 砂防等調査

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」に基づく基礎調査を実施します。

(2) 県単砂防維持修繕

既存の砂防設備、地すべり及び急傾斜地崩壊防止施設の機能を保持するため修繕工事を施行します。また、啓発活動の一環として標識板や標柱の設置、取替を行います。

(3) 砂利等採取関係取締

採石及び砂利採取について業者登録、採取計画、その他規制を行い、採取に伴う災害の防止を図ります。

5 港湾、海岸維持管理業務

(1) 港湾管理

港湾施設の管理を行います。

(2) 港湾統計調査

国からの委託を受け、県内港湾の統計調査を行います。

(3) 県単港湾維持修繕

国の補助の対象とならない局所的な物揚場、樋門等の修繕を行います。

(4) 県単海岸維持修繕

国の補助の対象とならない局所的な堤防、樋門等の修繕を行います。

室長 鵜飼 伸彦
(電話 059-224-2739)

- 1 **道路の企画、計画及び調査**
道路事業に関する企画、整備計画、各種調査に関する事務を行います。
- 2 **直轄道路事業との調整**
道路法に基づく、直轄国道事業負担金に関する事務を行います。
- 3 **電線共同溝の整備等に関する特別措置法の施行**
電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく、電線共同溝の整備等に関する事務を行います。
- 4 **地方道路公社法の施行**
地方道路公社法に基づく、三重県道路公社に関する事務を行います。
- 5 **高規格幹線道路の整備促進**
高規格幹線道路の整備促進に関する事務を行います。

1 道路橋りょう新設・改良事業

(1) 道路改築（地域高規格道路）

中部圏と近畿圏を繋ぐ地理的優位性を活かし、経済活動をさらに飛躍させるとともに、平成25年に予定されている神宮式年遷宮に向け、県外からの来訪者や県民の相互交流を向上させるため、地域高規格道路の整備を行います。

(2) 社会資本整備総合交付金事業

平成22年度から新たに創設された交付金制度であり、国土交通省所管の地方公共団体の個別補助金を一つの交付金に原則一括化し、道路事業など基幹事業に加え、関連する他のインフラ整備やソフト事業などの関連事業も取り組める内容となっています。

(3) 防衛施設周辺整備

防衛施設周辺の道路の整備について、国の補助を受けて整備を行います。

(4) 地方特定道路整備事業

緊急対応すべき課題を抱える地域の道路整備を推進するため、補助事業と単独事業を合わせることが効果的な道路について、地方特定道路計画を策定し、国土交通省の承認を受けて整備を行います。

(5) 県単道路改築

幅員狭小、線形不良その他交通の支障になっている道路及び橋梁を改良し、交通の円滑化を図るため整備を行います。

(6) 市町道路事業指導監督

市町施行の市町村道事業に対する助言等支援を行います。

1 河川改良事業

(1) 社会資本整備総合交付金事業

① 広域河川改修事業（都市河川改修を含む）

ア 広域河川改修

一級河川の指定区間又は二級河川において、一定の計画に基づき施行される改良工事で、その総事業費が概ね10億円以上の改良工事を国の補助を受けて行います。

イ 地震・高潮等対策事業

高潮・津波により被害が生じる危険のある一級河川の指定区間又は二級河川の改修を国の補助を受けて行います。

② 鉄道橋・道路橋緊急対策事業

河川の洪水疎通能力が著しく不足しているため、治水上ネックとなっている鉄道橋梁及び道路橋梁について、緊急的に改築を実施します。

③ 総合流域防災事業

ア 河川事業

一級河川の指定区間又は二級河川において、一定の計画に基づき、河川整備を実施します。

イ 情報基盤総合整備事業

一級河川の指定区間又は二級河川において、都道府県が管理するダム及び過去に災害を受けた地区又は受けるおそれの高い地区に係る河川等の情報収集・提供等を行うシステムの整備を実施します。

(2) ダム建設事業

二級河川加茂川水系鳥羽河内川に治水ダムを国の補助を受けて建設し、氾濫防止と流水の正常な機能の維持を図ります。

(3) 直轄河川事業負担金

国土交通省管理区間の改修事業及び維持管理等に要する経費の県負担金です。

(4) 県単河川局部改良事業

一級河川の指定区間又は二級河川において、国補の改修事業で実施できない箇所について防災上緊急を要する箇所の改良を行います。

(5) 河川調査

計画策定に要する測量調査、河川整備基本方針及び河川整備計画の策定、浸水想定区域図作成、避難判断水位（特別警戒水位）設定など河川関係事業に関する調査を行います。

2 砂防事業

(1) 社会資本整備総合交付金事業

① 通常砂防事業

各溪流にダム工、溪流保全工（流路工）を施行し、水源の安定を図り、土砂災害及び洪水による災害を防止、軽減します。

② 急傾斜地崩壊対策事業

傾斜度30度以上、高さ10m以上、保全人家10戸以上の危険箇所を対象に急傾斜地崩壊対策工を施行し、多発するがけ崩れ被害から人命を保護するとともに県土の保全を図り、安全で快適な生活基盤を形成します。

③ 地すべり対策事業

地すべり防止施設等の新設等を行うことにより、地すべりによる被害から人命を保護するとともに県土の保全を図ります。

④ 情報基盤整備事業

土石流、地すべり、がけ崩れなどによる土砂災害から人命を守るため、降雨等の情報収集、処理機器の整備を行うことにより、土砂災害に対する警戒避難活動を支援します。

⑤ 土砂災害情報相互通報システム整備事業

土砂災害から人命を守るため、平常時から災害時を通じて、市町において県から伝達された雨量情報等を加工し住民へ伝達するための処理装置や住民との情報交換を行うための機器を整備します。

(2) 砂防激甚災害対策特別緊急事業

土石流等により激甚な災害が発生した一連地区の荒廃溪流に対し、概ね3カ年を目途に、緊急に再度災害防止のため砂防工事を実施します。

(3) 直轄砂防事業負担金

国土交通省直轄砂防事業の県負担金です。

(4) 県単砂防調査

計画策定に要する測量調査、地質調査、環境調査および砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策事業など砂防関係事業に関する調査を行います。

(5) 県単通常砂防事業

国の補助の対象とならない小規模な施設あるいは局部的な改良工事を施行し、土砂災害及び洪水による災害を防止、軽減します。

(6) 県単急傾斜地崩壊対策事業

国の補助の対象とならない小規模な急傾斜地の対策工事を施行し、災害の防止を図ります。

(7) 県単急傾斜地災害緊急対策事業

集中豪雨等によりがけ崩れが発生した急傾斜地崩壊危険箇所のうち、国の補助の対象とならないものについて、緊急的に対策工を施行することにより、再度災害の防止を図ります。

3 河川管理業務

(1) 県土整備部所管ダムの管理及び維持

宮川ダム、君ヶ野ダム、滝川ダムの管理を行うとともに各種設備の維持修繕を行います。

(2) ダム対策

新丸山ダム建設に伴う水源地域整備事業に対する負担金、及び川上ダム関連事業に対し伊賀市へ補助金を交付します。

(3) 市町河川事業指導監督

市町施行の準用河川改修事業に対する助言等支援を行います。

1 港湾整備事業

(1) 社会資本整備総合交付金事業

① 港湾整備事業

各港の外かく・水域・係留・臨港交通施設の整備を行います。

② 港湾施設改良費統合補助事業

港湾施設の利便性向上のための改良・既存施設の延命化のための改良を行います。

③ 港湾施設長寿命化計画策定事業

(2) 県単港湾改修

小規模な港湾改修について、各港の係留施設等の整備を行います。

(3) 県単調査

各港の港湾計画策定のための調査等を行います。

2 海岸整備事業

(1) 社会資本整備総合交付金事業

① 海岸高潮対策

海岸の保全と高潮による災害を未然に防止するため、海岸保全施設を整備します。

② 海岸侵食対策

侵食の激しい海岸について、県土の保全を図るため海岸保全施設を整備します。

(2) 直轄海岸事業負担金

国土交通省が施行する海岸堤防の改修事業に要する経費の県負担金です。

(3) 県単海岸局部改良

国の補助の対象とならない小規模な海岸施設について、各海岸の海岸保全施設の整備を行います。

(4) 県単井田海岸緊急保全事業

前浜の侵食度合いが著しい井田海岸において、国の補助と合わせて、県単事業を行います。

(5) 県単海岸調査

国土交通省所管の海岸現状や海岸計画策定のための調査等を行います。

下水道室

室長 立花 充
(電話 059-224-2729)

1 計画業務

(1) 流域下水道事業計画の策定

流域別下水道整備総合計画に係る業務を行います。

2 建設事業

(1) 流域下水道建設

流域別下水道整備総合計画における基本方針に基づき流域下水道事業を実施します。

また、国補流域下水道事業の施工に伴い国の補助の対象とならない付随工事等を県単独事業として実施します。

3 管理事務

日本下水道事業団に対する負担金、流域下水道事業推進のための負担金及び公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業に対する助成金に関する事務を行います。

4 維持管理業務

(1) 流域下水道管理

現在供用開始されている各流域下水道の維持管理業務を行います。

5 指導業務

(1) 市町下水道事業指導監督

市町施工下水道事業に対する助言等支援を行います。

施設災害プロジェクト

推進監 福島 敏彰
(電話 059-224-2683)

1 水防事業

三重県水防計画書の作成及び、水防倉庫への水防資機材の補充等を行います。

2 公共土木施設災害復旧事業

(1) 平成20, 21, 22年災害土木(建設)復旧

平成20, 21, 22年発生の異常気象に起因する国土交通省所管公共土木施設の災害復旧事業を施行します。

(2) 市町災害土木復旧指導監督

市町施行の国土交通省所管公共土木施設の災害復旧事業について助言等支援を行います。

3 災害関連事業

(1) 河川、道路災害関連事業

平成20, 21年発生の異常気象に起因する国土交通省所管公共土木施設の河川、道路災害関連事業を施行します。

4 災害復旧事業

災害復旧事業に関し、建設事務所・市町の技術指導を行います。

1 都市管理業務

- (1) 市町都市計画事業指導監督
市町施行街路、公園及び区画整理事業の助言等支援を行います。
- (2) 都市計画審議会
知事の諮問に応じて都市計画に関する事項について審議するため、「三重県都市計画審議会」を年4回程度開催します。
- (3) 都市計画策定事業
今後の都市計画の方針や課題に対する調査・検討を行います。
- (4) 総合都市交通体系調査
都市計画に必要となる交通面からの基礎的情報の把握と方向性の検討を行います。

2 区画整理事業

- (1) 社会資本整備総合交付金事業
 - ① 区画整理事業
土地区画整理法第3条第2項に規定する土地区画整理組合に対し、土地区画整理事業に要する経費の補助を行います。

3 市街地再開発事業

- (1) 社会資本整備総合交付金事業
 - ① 市街地再開発事業
都市再開発法に基づく市街地再開発事業（国土交通省都市・地域整備局所管のものに限る。）に対する助言等支援を行います。

4 中心市街地活性化

- 中心市街地の活性化に関する法律に基づき、市町が策定する基本計画に対して助言等支援を行います。

5 まちづくり交付金事業

(1) 社会資本整備総合交付金事業

① まちづくり交付金事業

市町が策定した都市再生整備計画に基づくまちづくり交付金事業に対する助言等支援を行います。

6 街路事業

(1) 社会資本整備総合交付金事業

① 街路事業

市街地内の県道である都市計画道路について、道路改築を行います。

② 電線共同溝整備事業

市街地内の県道である都市計画道路について、国の補助を受け、電線類の地中化を行います。

③ 連続立体交差事業

一体的なまちづくりの推進及び交通の円滑化を図るため、連続立体交差事業の推進を行います。

(2) ウォークギャラリー整備事業

市街地内の県道である都市計画道路について、歩道空間のグレードアップ等を行います。

(3) 交通結節点周辺バリアフリー改善事業

駅周辺の道路施設について、バリアフリーの視点から改良すべき点を調査し、歩行空間のバリアフリー化等を行います。

(4) 地方特定道路整備事業<街路>

国補街路事業と一体的に整備することが効果的な都市計画道路について、道路改築を行います。

(5) 街路調査

街路事業の施行にあたり、必要な測量、調査、設計等を行います。

7 公園事業

(1) 社会資本整備総合交付金事業

① 公園整備事業

県営都市公園の用地買収及び施設整備を行います。

(2) 公園維持管理

県営都市公園である県庁前公園、北勢中央公園、鈴鹿青少年の森、大仏山公園、熊野灘臨海公園及び亀山サンシャインパークの開園区域を中心に、安全で快適に利用できるよう維持管理を行います。

(3) 直轄公園事業負担金

都市公園法に基づく、国が設置する公園（国営木曾三川公園）の建設の負担金です。

なお、国営木曾三川公園は、愛知、岐阜、三重の県民の広域的利用を目的としています。

1 景観法に基づく「三重県景観計画」の推進

届出制度による相談・審査を通じ、また、眺望景観の選定や公共事業等に関する景観形成ガイドラインの構築等により、「三重県景観計画」の着実な推進をはかります。

2 景観づくりに関する普及啓発、市町の支援

景観シンポジウムやセミナーの開催等により、県民や事業者、行政職員の景観づくりに対する啓発を行うとともに、景観アドバイザーの派遣等により、市町の景観計画策定等の景観づくりを支援します。

3 屋外広告物条例に基づく事務

良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止という三つの観点から、三重県屋外広告物条例に基づき必要な規制を行います。

4 景観まちづくりプロジェクト事業

県内の歴史・文化の豊かな街道を軸とした地域において、地域住民と行政の協働により、個性豊かで魅力ある景観まちづくりを進めるなかで、まちの骨格を構成する道路などの県有施設において修景整備等のハード整備を実施します。

5 住民参画のまちづくりの推進

住民満足度の高い社会資本整備を展開していくため、地域住民との対話や意見交換の場づくりを行うとともに、住民参画を担える行政職員を養成していきます。

また、各建設事務所において実施される事業のうち、「ワークショップ」などの住民参画手法を取り入れるプロジェクトに対しての支援を行うとともに、地域の多様な主体の参画や県民の意見をより反映させることができる仕組みづくりを進め、社会資本整備における協働を推進します。

1 建築安全・安心推進業務

(1) 建築基準法施行

- ① 建築基準法に基づき建築物の確認・許可を行うほか建築指導及び建築審査会の運営を行います。
- ② 一定規模以上の建築確認審査については、第三者機関による構造審査を実施するなど、審査体制の強化と高度化を行います。
- ③ 建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定による耐震改修促進計画に基づき、緊急輸送道路沿いの特定建築物の耐震化を促進します。
- ④ 建築基準法に基づく道路を指定した指定道路図と指定道路台帳の作成、整備を行います。
- ⑤ 地震の余震による二次被害を防止するため、被災した建築物の危険度を判定する被災建築物応急危険度判定士を育成し、認定登録を行います。

(2) 建物統計調査

国からの委託を受け、県内建築物の統計調査を行います。

2 開発行為等に係る許可等の業務

- ① 都市計画法に基づき開発行為及び建築等の許可を行うほか開発指導及び開発審査会の運営を行います。
- ② 三重県宅地開発事業の基準に関する条例の施行に伴う宅地開発事業の確認等に関する業務を行います。
- ③ 租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定に関する業務を行います。
- ④ 住宅市街地基盤整備事業に伴う国の補助事務に関する業務を行います。
- ⑤ 地震や降雨等の災害による二次災害を防止するために、被災した宅地の危険度を判定する被災宅地危険度判定士を育成し、認定登録を行います。

3 宅地建物取引業法施行事務

宅地建物取引業法に基づく、宅地建物取引業の免許の交付、宅地建物取引主任者の登録、主任者証の交付及び消費者からの相談対応を行います。

4 建築士法施行事務

建築士法に基づき建築士試験・免許事務及び建築士・建築士事務所の指導並びに建築士審査会の運営を行います。

住宅室

室長 高須 幹郎
(電話 059-224-2720)

1 住まい支援業務

(1) 住環境整備事業

市町が実施する住環境整備事業について助言等支援を行い、住宅新築資金等貸付助成事業については、その経費の一部に対して補助金を交付します。

(2) 住情報・相談体制ネットワーク化事業

地域の専門家をバリアフリー化などの住宅改修を中心とした相談に対応できるアドバイザーとして養成するほか、住情報発信の充実を図ります。

(3) 待ったなし!耐震化プロジェクト事業

地震に対する住まいやまちの安全性を高めるため、民間の住宅の耐震診断を進めるとともに、耐震補強を促進します。

(4) あんしん賃貸支援事業

高齢者、障がい者、外国人及び子育て世帯の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅に関する情報などを提供するとともに、様々な居住支援サービスの提供を促し、高齢者等の居住の安定確保を進めます。

(5) 長期優良住宅の認定

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」(H21.6.4 施行)に基づき、耐久性、耐震性等を備えた質の高い住宅の建築及び適切な維持保全の実施を促進するため、長期優良住宅建築計画等の認定を行います。

2 住宅管理業務

(1) 公営住宅管理

県営住宅への入居者の資格審査、入居者の決定等、入居に関する事務及び既設住宅の維持管理の事務を行います。(指定管理者の指導)

3 住宅整備事業

(1) 公営住宅整備

外壁仕上げ改善など、既設県営住宅の長寿命化改善等住環境整備を行います。

(2) 市町住宅事業指導監督

市町が地域住宅計画に基づき行う交付金事業に対する助言等支援を行います。

(3) 住宅市街地整備

市町が実施する街なみ環境整備事業に対し国の補助に関する事務及び助言等支援を行います。

営繕室

室長 後藤 敏英
(電話 059-224-2150)

1 営繕業務

(1) 営繕事務

営繕工事の設計単価等の管理や技術・知識の向上のための研修を行います。

工事検査担当

総括検査監 堀内 俊郎
(電話 059-224-2662)

1 工事検査業務

環境森林部、農水商工部、県土整備部、企業庁、病院事業庁及び教育委員会が所掌する建設工事の検査を行います。